

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条	区域外就学等	教育委員会事務局 学務教職員課

- 1 審査基準は、別紙盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の就学に関する事務取扱要領第6に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、14日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。

盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の就学に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号。以下「政令」という。）及び盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則（平成13年盛岡市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）の規定に基づき、盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校（以下「学校」という。）の就学に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(学校の指定等)

第2 政令第5条に規定する就学予定者の入学すべき学校の指定及び入学期日は、就学通知書により通知するものとする。

2 政令第6条に規定する入学期日後に住所の異動等により、就学すべき学校を変更することが生じた学齢児童又は学齢生徒（以下「学齢児童生徒」という。）の入学すべき学校の指定及び入学期日は、就学通知書により通知するものとする。

(指定の変更の許可基準)

第3 政令第8条の規定により、別表第1の左欄に掲げる許可事由のいずれかに該当するときは、就学すべき学校の指定の変更を許可することができる。

(指定の変更の申請)

第4 盛岡市に居住する学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）がその学齢児童生徒を指定校以外の学校に就学させようとするときは、指定校変更申請書に別表第1の左欄に掲げる許可事由の区分に応じて、同表中欄に掲げる添付書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、法第81条第2項に規定する学級が設置されていないため、学齢児童生徒が当該学級の設置されている指定校以外の学校に就学する場合を除く。

(指定の変更決定の通知)

第5 教育長は、第4の申請があったときは、その内容を審査し、指定の変更を適当と認めたときは、当該申請をした保護者並びにその学齢児童生徒が現に就学している学校（就学予定児童生徒にあつては、就学指定を受けることになる学校）の校長及び新たに就学を指定する学校の校長に対し、指定校変更許可通知書により、又不適当と認めたときは、当該申請をした保護者に対し、指定校変更不許可通知書により通知するものとする。

2 前項の通知に係る標準処理期間は、14日とする。

(区域外就学の許可基準)

第6 政令第9条の規定により、別表第2の左欄に掲げる許可事由のいずれかに該当するときは、

区域外就学を許可することができる。

(区域外就学の申請等)

第7 盛岡市に住所を有しない学齢児童生徒を盛岡市内の学校に就学させようとする保護者は、区域外就学申請書に別表第2の左欄に掲げる許可事由の区分に応じ、同表中欄に掲げる添付書類を添えて、教育長に提出するものとする。

2 学齢児童生徒を国立又は私立の小学校又は中学校に就学させようとする保護者は、区域外就学届にその就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添えて、教育長に届け出するものとする。

(区域外就学の決定の通知)

第8 教育長は、第7第1項の申請があったときは、その内容を審査し、区域外就学を適当と認めたときは、区域外就学協議書により速やかに当該児童生徒の住所の有する市町村の教育委員会に協議し、同意を得た後、当該申請をした保護者及び就学を受け入れる学校の校長に対し、区域外就学許可通知書により、又不適当と認めたときは、当該申請をした保護者に対し、区域外就学不許可通知書により通知するものとする。

2 前項の通知に係る標準処理期間は、14日とする。

(許可の取消し)

第9 教育長は、指定の変更又は区域外就学の許可を受けた保護者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該許可を取り消すことができるものとする。

(1) 申請書その他添付書類に虚偽の事項を記載したとき。

(2) 申請事由に変更又は消滅が生じたとき。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(実施期日)

第11 この要領は、平成14年1月1日から実施する。

(経過措置)

第12 この要領の実施日前に、既に指定校の変更又は区域外就学を許可され就学している学齢児童生徒については、この要領に基づいて許可されたものとみなす。

別表第1（第3及び第4関係）

許可事由	添付書類	許可期限
1 指定の変更を許可する区域として教育長が別に定める区域に、学齢児童生徒が居住しているとき。		事由喪失まで
2 小学校第1学年から第4学年までの学齢児童が学年途中に通学区域外に住所異動したとき。		学年末まで
3 小学校第5学年（第4学年の学年末休業期間中の者を含む。）及び第6学年又は中学校全学年の学齢児童生徒が学年途中に通学区域外に住所異動したとき。		卒業年度終了まで
4 入学後に住所異動の予定があり、異動するまでの間、現住所から異動予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき。	建築確認通知書の写し又は事実を証する書類（賃貸借・請負・売買契約書等）の写し	異動予定先に住民登録をする日まで
5 保護者が共働き等のため、学齢児童が児童センター等に登録したとき。（小学校のみ）	保護者の勤務証明書及び児童登録証明書	事由喪失まで
6 保護者が共働き等のため、祖父母宅等預り先の住所を通学区域とする学校へ学齢児童が通学するとき。（小学校のみ）	保護者の勤務証明書及び児童預り証明書	事由喪失まで
7 保護者が自営業等に従事しているため、その事業を営む店舗等の住所を通学区域とする学校へ学齢児童が通学するとき。（小学校のみ）	自営業従事申立書	事由喪失まで
8 特別支援学級指定校以外の学校の特別支援学級に入級するとき。	校長又は学校教育課長の意見書	事由喪失まで
9 心身に著しい疾患等があり、特に通学に支障があると認められるとき。	診断書又は校長意見書	必要と認められる期間
10 兄弟姉妹が指定校変更の許可を受けて希望校に在籍しているとき。		兄弟姉妹の許可期限まで
11 その他、学齢児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情等によりやむを得ないと認められるとき。（いじめ、不適応、DV等）	確認のため必要な書類等	必要と認められる期間

別表第2（第6及び第7関係）

許可事由	添付書類	許可期限
1 学年を問わず学期途中（休業期間を除く。）に他市町村に住所異動したとき。	世帯全員の住民票	学期終了まで
2 卒業学年（小学校第6学年又は中学校第3学年をいう。）の学齢児童生徒が学年途中（前年度の学年末休業期間を含む。）に他市町村に住所異動したとき。	世帯全員の住民票	卒業年度終了まで
3 入学後に盛岡市内に住所異動の予定があり、異動するまでの間、現住所から異動予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき。	1 建築確認通知書の写し又は事実を証する書類（賃貸借・請負・売買契約書等）の写し 2 世帯全員の住民票	異動予定先に住民登録をする日まで
4 特別支援学級に入級している学齢児童生徒が他市町村に住所異動をしたが、他市町村の学校に該当する特別支援学級がないため、引き続き市立学校の特別支援学級に入級を希望するとき。	1 校長意見書 2 世帯全員の住民票	事由喪失まで
5 兄弟姉妹が区域外就学の許可を受けて希望校に在籍しているとき。	世帯全員の住民票	兄弟姉妹の許可期限まで
6 国立若しくは私立の小学校又は中学校に入学した場合。	入学承諾書の写し	退学まで
7 その他、学齢児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情等によりやむを得ないと認められるとき。（いじめ、不適応、DV等）	1 確認のため必要な書類等 2 世帯全員の住民票	必要と認められる期間

教育長が別に定める区域（別表第1関係）

	許 可 区 域	指定学校	許可学校	備 考
1	西仙北一丁目（35 番の一部及び 40 番の一部）	本宮小学校 大宮中学校	仙北小学校 仙北中学校	
2	西仙北一丁目（36 番の一部 37 番の一部及び 39 番の一部）	大宮中学校	仙北中学校	市営仙北西ア パート 1 号館 から 11 号館ま で
3	三ツ割三丁目（13 番から 16 番ま で）	山岸小学校	仁王小学校	岩手県警察官 舎付近
4	山岸（字外山岸の一部 字大平の一 部） 上田（字小鳥沢の一部）	米内小学校 米内中学校	松園小学校 松園中学校	かきつばた群 落付近
5	浅岸一丁目（6 番の一部 7 番の一 部 8 番の一部 10 番から 11 番 まで 13 番の一部 14 番 15 番の一部及び 16 番の一部）	城南小学校 城東中学校	山岸小学校 下小路中学 校	旧加賀野字桜 山の一部
6	山岸六丁目（1 番から 10 番ま で） 山岸（字大平の一部 字名 乗の一部） 下米内（字閉伊街道 の一部）	高松小学校	山岸小学校	
7	川目第 13 地割の一部	川目小学校	中野小学校	
8	南大通三丁目（1 番から 4 番ま で）	大慈寺小学 校	杜陵小学校	
9	下太田新堰端	太田東小学 校	本宮小学校	
10	上鹿妻田貝	太田小学校	本宮小学校	
11	下鹿妻（字南田の一部）	本宮小学校 大宮中学校	飯岡小学校 飯岡中学校	
12	上田（字狐崎稻荷の一部）	上田中学校	下小路中学 校	
13	盛岡駅西通一丁目（1 番から 7 番 まで） 盛岡駅西通二丁目（3 番 から 9 番まで）	下橋中学校	城西中学校	